

お客様各位

佐原信用金庫

「経営革新等支援機関」の認定について

佐原信用金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づいた「経営革新等支援機関」として認定を受けましたのでお知らせいたします。

「経営革新等支援機関」の認定制度とは、中小企業の皆さまの経営課題が多様化・複雑化している中、専門性の高い支援事業を行うための体制が整備された機関を国が認定するものです。

当金庫は平成 25 年 2 月 1 日付けで「経営革新等支援機関」として認定を受け、営業店と本部所管部署が協働して、財務分析や経営改善計画の策定などに関する指導や助言を行い、コンサルティング機能を発揮し、中小企業の経営課題の解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

○経営革新等支援業務の内容

- ・創業支援
- ・経営改善計画作成支援
- ・事業承継
- ・M&A
- ・販路開拓・マーケティング
- ・金融・財務

以上